

2018年
秋 どうそ 満
議員活動報告



発行責任者 道祖 満
飯塚市鯉田2525・44
TEL 25-3280・22-9323

つくります!
newしいづがライフ

飯塚市議会議員 どうそ 道祖 満

e-mail:m.douso@fmwu.or.jp

色かはる秋の菊をばひととせに

ふたたびにはほふ花とこそ見れ

(よみ人知らず)

皆様お元気ですか。

毎年この時期に成れば思う事は、「暑さ寒さも彼岸まで」、という事です。

今年も、夏の暑さも彼岸が過ぎれば和らぎましたが、これからの時期は、台風が心配です。自然災害が起こらないことを願いながら9月市議会の報告を書いています。

飯塚市議会では、9月4日から9月27日まで、9月定例会市議会が開催されました。

議案には、専決された平成30年7月の豪雨災害に係る、災害救助・災害復旧の経費22億9772万4千円を追加する飯塚市一般会計補正予算についても審議されました。

今回の定例会市議会では、「文化振興マスタープランに関連して・市の所有する絵画の展示について」と、「自然環境保全・新森林管理システムについて」の一般質問を行い市の考えを質しました。

また、9月13日の経済建設委員会では、昨年に引き続きJR九州の立岩踏切の改良工事の進捗状況について市の関係部署に質しました。

JR九州との協議では、踏切の前後の市道の拡幅計画を求められているので、今後は、踏切と前後の道路の拡幅とJR九州の新飯塚駅東口までの道路を含む全体計画を持って協議を行っていく考えで、積極的に予算化を考えていくとの答弁でした。



平成30年9月16日開催
の鯉田地区体育祭にて

平成 30 年 9 月定例市議会が開催されました。

各会計の補正予算案は、

◎7 月豪雨災害対策費が計上された専決処分の承認「平成 30 年度飯塚市一般会計補正予算 (第 3 号)」

◎補助事業・制度改正に伴う事務事業費の変更等の経費 7 億 7472 万 3 千円 (第 4 号) を補正する「平成 30 年度飯塚市一般会計補正予算 (第 4 号)」

◎地域包括支援センター運営委託料の債務負担行為 5090 万 5 千円を計上する「平成 30 年度飯塚市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)」が、審議されました。

条例関係では、

◎飯塚市立こども園及び保育所の延長保育事業実施及び関連事業に関する規定変更 (開園時間を午前 7 時 30 分から午前 7 時に変更し、幼保連携型認定こども園で月額 3,100 円で預かり保育事業・こども園等で月額 300 円を限度として延長保育事業・こども園等で月額 1800 円を限度として一時預かり保育事業を実施する。)施行日を平成 31 年 1 月 1 日とする「飯塚市立就学前の子どもたちのための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」。

◎飯塚急患センターの診療時間を 12 月 31 日、1 月 1 日から 3 日まで午後 2 時から午後 5 時 30 分まで追加する「飯塚急患センター条例の一部を改正する条例」 ◎空き家対策の推進に関する特別措置法で対応できない長屋形式等の一部居住されている空家の対策・応急措置に対応する「飯塚市空家等の適切な管理に関する条例」

◎市長等、市議会議員の公開する資産等の内容の見直しを行うため、また、資産等報告書の審査等を担当事務とする附属機関を設置する「飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」等が、審議されました。

また、「鹿毛馬神籠石敷きの共有物分割等の請求」2 件の訴えの提起。(鹿毛神籠石敷きの取得計画面積については、年内に 100%となり、今後公園化等について検討することでした。)

飯塚市新産業創出支援センターの管理を榊福両ソフトウェアセンターに行わせる指定管理者の指定。立岩交流センター建設工事を、3 億 5424 万円で鉄建建設(株)九州支社と契約する「契約の締結」1 件、「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」4 件、平成 29 年度の各会計の認定議案 16 件、報告案件 7 件、議員提出議案の 4 件の意見書、等の審議が行われました。

6 月定例市議会に提案されていました議員提出議案第 4 号「飯塚市の子どもを守る条例」については、十分な審査を行うとして継続審査となりました。

請願第 16 号「金毘羅山 (馬敷) のメガソーラー開発と豊かな緑の保全に関する請願」についても継続審査となりました。

「文化振興マスタープランに関連して・

市所有の絵画の展示について」一般質問

昨年の6月定例会市議会の一般質問で、市の所有する書・絵画・工芸品等の数と、その鑑賞方法について質問をいたしました。その際の答弁では、絵画についてのみを見てみますと「飯塚市では、収蔵している物が658点、その他の公の施設・収蔵154点で、絵画等の展示については、それぞれの施設のホール等に展示保管して施設利用者に鑑賞して頂いています。」とのことでありました。

市の所有する約800点の絵画の展示について市の取り組みについて質しました。

質問 市の所有する絵画で、この1年間で市民に鑑賞して頂いたものは何点になりますか。

答弁 市の所有する絵画約800点についての展示は、歴史資料館収蔵の絵画については、歴史資料館の企画展の度に約30点展示しており、年4回の企画展を開催しているので約120点を展示したことに成ります。

また、公の施設に常時展示している絵画は111点あり、合わせて約230点を展示したことになる。

質問 美術品のリスト等の整備については、進んでいますか。

答弁 公の施設的美術品の収蔵数は把握しているが、作品名・作者・収蔵の経過等に不明のものもありリストとして完了していないので、確認作業等を今後進めていく。また、文化財の保存活用に、アーカイブ化による整備を考えており、関係機関と調整を進めている。

質問 美術品の展示計画は、どのように取り組んでいますか。

答弁 公の施設には常設されているので各施設に赴き鑑賞して頂くことと、今後は市庁舎の多目的ホールなどを活用した企画展を充実させ、鑑賞の機会をを図ることを考えている。

質問 市の収蔵している絵画約800点の中で展示されていない絵画については、今後市庁舎の多目的ホールを利用して展示するとのことですが、昨年の6月市議会での一般質問の際の答弁と変わらない、この1年間市庁舎多目的ホールでの展示は、行われていないのは何故ですか。

答弁 ご指摘のとおり、展示することが出来ていません。皆様に見て頂くようなことをこれから早急に取り組んで行く。

質問 現在、市庁舎の2階に少女の絵など3点の絵が飾られていますが、作者も題名もない。これが、飯塚市の文化に対する前向きな姿です。展示について意思があるのですか。

答弁 ご指摘のとおり、この1年間市庁舎の中で市収蔵の美術品の展示が出来ませんでしたが、今年度中には何とか取り組みたいと計画していますので、少し時間を頂きたいと思います。

教育部長谷弁では、今年度中に市庁舎内で市の所有する美術品の展示会を企画して市民の皆様に鑑賞の機会を設けるとのことでしたので、宜しく願いをして質問を終わりました。

「自然環境の保全について・

新森林管理システムについて」一般質問

「飯塚市第2次環境基本計画」では、現状と課題として「本市は、地域の約50%を占める山林と、そこから流れる遠賀川の本流、その支流河川によって、豊かな自然が育まれています。しかしながら、市街地の拡大やほ場の整備など、土地利用や生活様式の変化に加え、近年では、農林業従事者の減少と高齢化が進み、身近な存在で多様な生き物が生息する場でもあった里地里山・里川が喪失し、森林が荒廃しつつあります。

森林は、生物多様性の保全、保健休養の場の提供、地球温暖化を防止する二酸化炭素の吸収等の多面的機能を有しています。このため、豊かで美しい里地里山・里川などの自然環境を保全していくための取組や適切な維持管理を行っていくことが必要です。」と記載されています。

森林の管理の在り方が、自然環境の保全には必要です。森林については、国も法律を新たに定め積極的に管理していく方針を打ち出していますので、市の取組みについて考えを質しました。

質問 自然環境保全していくための取組や適切な維持管理を行っていくことが必要。と言われていますが、その取組や適切な維持管理はどの様に行っていますか。

答弁 荒廃森林再生事業等の森林整備を実施している。

質問 森林の保全について、国の考え方・方針は、どのようになっていますか。

答弁 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理に向けた、新たな森林管理システムを創設し森林の整備保全を推進することが示されている。

質問 森林法では、市町村の森林の保全についてはどのように取組むべきか示されていますか。

答弁 市町村は、国有林以外は民有林と定義されており、区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、5年毎に、10年を1期とする市町村森林整備計画を立てなければならない。

質問 森林経営管理法が、平成30年5月25日に可決成立されています。

この法律の施行は、平成31年4月1日からとなっています。

この法律では、経営管理がおこなわれていない森林について、市町村が仲介役となって森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し担い手を探す。

この法律の目的は、「森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理集積計画を定め、経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、または、経営管理実施権を民間事業者を設定する等の措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的な発展及び森林の有する多面的機能の発揮に質することを目的とする。」となっていますが、飯塚市の森林の所有者はどうなっているのかお尋ねいたします。

答弁 飯塚市の森林面積は、10,818ha で、民有林 8,778ha、国有林 2,040ha、市の面積の 51%を占めている。地域森林計画対象の民有林面積は、8,434ha で、市町村の公有林が 1,678ha、個人・会社等の私有林 6,756ha で、杉・檜の人工林は 4,962 ha で 59%を占めている。森林所有者は 5256 名です。

質問 「森林経営管理法」第 2 条第 4 項に「経営管理権」の定義が示されていますが、その中には木材の販売について明示されている。また、「経営管理集積計画」の作成では、経営管理権の始期及び存続期間、金銭の支払いの時期等を定めることになっており、そこには、計画的な事業の実施が求められると思います。が、どう理解されていますか。

答弁 経営管理権は、立木の伐採、造林、保育と併せて、材木の販売までの権利を所有者から委託を受けた市町村が設定することに成る。

質問 法では、民間事業者に経営管理実施権を設定することができることに成っていますが、市内に該当する民間事業者はいますか。

答弁 経営管理実施権の委託先となる民間事業者の公募は県知事が行うが、市内には指名業者として 6 団体が登録されている。

質問 森林経営管理制度により市町村の地域全体に期待される効果については、どのように説明されていますか。

答弁 森林による地域経済活性化、所有者不明の森林の整備が可能になり防災に繋がり地域住民の生活の安全に繋がるなどの効果が期待される。

質問 市内にある 6 団体に対しての法の趣旨等は説明されているのですか。

答弁 法の趣旨としては、林業の活性化が大きなテーマになっておりますので、地域の活性化の為に、あらゆる機会をとらえて関係団体等にも市が主導性を取りながら進めていく。

森林の管理・保全についての具体的な実施計画となりえると思いますので、森林経営管理制度（新たな森林管理システム）についての積極的な取り組みを、要望して質問を終わりました。

議員提出議案第 4 号審議について

児童虐待防止を目的とする議員提出議案第 4 号「飯塚市の子どもを守る条例」が、平成 30 年 6 月定例市議会に、議員から議案として提出されましたが、福祉文教委員会での審議で、6 月・9 月定例市議会で継続審査となりました。

わたしは、9 月 27 日の本会議での福祉文教委員会委員長の審査報告を聞き、委員会に、議案提出議員から、「児童福祉法」(昭和 22 年法律第 164 号)最終更新日：平成 29 年 6 月 23 日公布と、「児童虐待等に関する法律」(平成 12 年法律第 82 号)最終更新日：平成 29 年 6 月 21 日公布が、提出されていますが、その提出理由の説明はどうなっているのか。

委員会の質疑の中で、新しく提出された「児童虐待等に関する法律」の第 4 条に(国及び地方公共団体の責務等)として、第 1 項から第 7 項があるが、第 1 項から第 5 項について、飯塚市の取り組みについてはどうなっているのか。

平成 30 年 7 月 20 日厚生労働省子ども家庭局長から「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」が出されているが、この内容についての確認と、提案条例案との整合性等についての質疑はあったのか。

提案者は提案条例案とこの緊急総合対策との整合性についての説明はしたのか。

飯塚市要保護児童連絡協議会代表者会議における、今回の提案条例案に対する意見等が資料として提出されていますが、8 名の委員の中で制定に賛成意見は 2 名で、残りの 6 名は特に条例の制定を求めてないように受け取れるが、この確認はあったのか。

平成 29 年 3 月 31 日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から、「要保護児童対策地域協議会設置・運営方針」の一部改正について」が出されているが、この内容と今回提案されている条例案の第 4 章要保護児童対策地域協議会とを比較をしたとき、国の示す設置・運営方針を満足しているのか。

今回の提案条例案には、前文がありますが、この前文について条例に設けるべきかどうか等の質疑等はあったのか。

児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律と、今回提案の「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」案の比較表が資料と提出して頂いているが、この比較表についての質疑は行われたのか。

以上の確認をいたしました。全てにおいて質疑が行われていませんでした。

議員提出議案第 4 号「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」について、委員長報告は継続審査です。継続審査に賛成の立場で討論を行いました。

「平成 12 年法律第 82 号児童虐待の防止等に関する法律」は、これまで何度か一部の改正が在っていますが、ここ 3 年間の動きを見ていますと、「平成 28 年法律第 63 号児童福祉法の一部を改正する法律」の制定により平成 28 年に一部改正されました。

また、「平成 29 年法律 69 号児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の制定により平成 29 年に一部改正が行われました。

また、平成 30 年 3 月の目黒区で発生した児童虐待による死亡事件を受け、平成 30 年 7 月 20 日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」が、発表され、その中には、次の 13 項目の取り組みが示されています。

- 1、転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底
- 2、子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底
- 3、児童相談所と警察の情報共有の強化
- 4、子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除
- 5、乳幼児健診未受診者等の緊急把握
- 6、児童相談所における専門性強化の取組促進
- 7、中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進
- 8、乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進
- 9、相談窓口等の設置促進、周知・啓発の推進等
- 10、児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
- 11、学校、保健所等と市町村、児童相談所等との連携の推進
- 12、家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第 28 条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進
- 13、里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進

これまでの、国の動きに対して、議員提出議案第 4 号とは、議案提案者は整合性があると委員会で答弁されていますが、提案条例案の内容を超えた国の法律の整備・各関係指針の改正が行われてきていると考えます。

提案条例案以上に児童虐待防止の法整備、また、法に基づく児童虐待防止の各対策が整備されておれば、提案条例案の制定の必要性もなくなることが考えられます。

また、合わせて、平成 30 年 7 月 20 日付けの「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」では、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制・専門性強化のため、「児童相談所強化プラン」を見直し、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を年内に策定する事としている。となっています。

年内に策定される「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」との、議員提案第 4 号の条例案との比較をすることも必要になってくると考えます。

国も児童虐待の防止には今まで以上に対策強化に努めてきています。議員提出議案の内容と各法令・政令・通知等との整合性が取れないものであれば、児童虐待の防止に支障を来す恐れがありますので、委員会での十分な審議を行うことを要望する。

以上を述べ、議員提出議案第 4 号の継続審査についての賛成討論と致しました。

